

令和8年5月号

長久手交番だより



愛知警察署
0561-39-0110

ヘルメット 命のお守り 忘れずに ～自転車を安全に利用しよう～

《自転車利用者の交通事故防止》

自転車は、運転免許を必要とせず、こどもから高齢者まで幅広い年齢層に、多様な目的で利用されています。そのため、自転車利用者が交通ルールそのものを知らなかったり、たとえ知っていても自転車に乗っているときは、ルールを守る意識が低くなる傾向にあるように思われます。自転車は「車両」であり、歩行者とは通行方法が違うことを理解してください。

また、飲酒運転も禁止されております。お酒を飲んだら、自転車には乗らないでください。



道路交通法の改正

- 令和8年4月1日に改正道路交通法が施行され、16歳以上の者が行った自転車の「反則行為」に対して、交通反則通告制度が適用されます。
- 交通違反を犯した場合、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であるときは検挙の対象となります。
- 反則行為の中でも、ながらスマホや遮断踏切立入等の重大な事故につながるおそれが高い、違反自体が悪質・危険なもの又は、警察官に指導警告されているにもかかわらず、あえて違反をした場合や違反の結果、事故の危険が高まった場合等に危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反とみなされます。

刑法犯認知件数（令和8年1月1日から3月31日まで）

長久手交番管内の刑法犯認知件数は45件（前年比+17件）であり、主な刑法犯の認知件数は以下のとおりです。※暫定値

○住宅対象侵入盗	0件（-1件）	○自動車盗	3件（+2件）
○自転車盗	20件（+10件）	○オートバイ盗	0件（±0件）
○車上ねらい	0件（±0件）	○部品ねらい	0件（±0件）